

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙を昭和六十一年八月十日に行つるので、同法第三十四条第六項及び第一百三十三条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選舉における選舉委員及びその職務代理皆を公報選挙法（昭和二十五年法律第二百二号）

ける選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

◆鳥取県議会議員補選挙区選舉長告示

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

昭和六十二年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

一 選挙長 鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄

二 選挙長の職務代理者 鳥取市吉成一〇八一 横地繁

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

裏
折目表
折目

候補者氏名	○注意
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

昭和六十一年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票 鳥取県選挙管理委員会印
--

備
考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

表 昭和六十一年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票 鳥取県選挙管理委員会印

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、二百八十
二万九千百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九〇四七
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五〇、七七三
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、一八〇
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、五七九

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百九十四条の規定により候

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅
二 日時 昭和六十一年八月十二日 午前十一時

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六三二
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、〇一三
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九一六
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、五四一
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七二
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七二一
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三三六
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七八六

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長 前田忠雄

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
 二 日時 昭和六十一年八月七日 午後五時十分